

# 事業主が徴収する 個人住民税

## 特別徴収未実施の事業主へのお知らせ

事業主は、従業員の個人住民税の特別徴収が義務付けられています。行っていない事業主は、特別徴収の手続きをお願いします。

問い合わせ 市民税課（市庁舎2階、☎65・4120）

### 特別徴収とは

特別徴収とは、給与支払者である事業主（特別徴収義務者）が、帯広市から送付される「市民税・道民税特別徴収税額決定通知書」に基づき、毎月の給与を支払うときに、従業員（納税義務者）の給与から個人住民税を徴収（給与天引き）して、従業員に代わり納入する制度です。

### 特別徴収は事業主の義務

事業主は、所得税の源泉徴収と同じように、従業員の個人住民税を特別徴収することが法律で義務付けられています。

毎月の給与から税額を引ききれない場合や、給与の支払いが不定期などの場合を除き、事業主は全ての従業員に対して特別徴収を行う必要があります。

### 特別徴収の特徴

#### ◆事業主側

・個人住民税の税額計算は帯広市が行うため、事業主は所得税のように税額を計算する必要がない。

### 特別徴収の仕組み



帯広市では、十勝総合振興局、管内の町村と共同で、個人住民税

### 特別徴収を始めるには

- ・従業員の側
  - ・月々の給与から天引きされるので、納め忘れがない。
  - ・年税額を12回に分けて納めるので、納付が4回の普通徴収と比べて1回当たりの納付額が少なくなる。
  - ・納付は事業主が行うため、従業員の納入の手間が無くなる。

### 特別徴収を始める手続き

翌年度から特別徴収を始める場合は、1月31日までに提出する、年末調整を行った「給与支払報告書（総括表）」の特別徴収を新たに実施する旨の欄に○印を付け、市へ提出します。

年度の途中から特別徴収を始める場合は、「特別徴収への変更依頼書」を市へ提出します。

の特別徴収を行っていない事業主に、平成28年度から30年度のうち特別徴収を始めてもらうための取り組みを進めています。  
指定予告通知書を送付します

080-8790

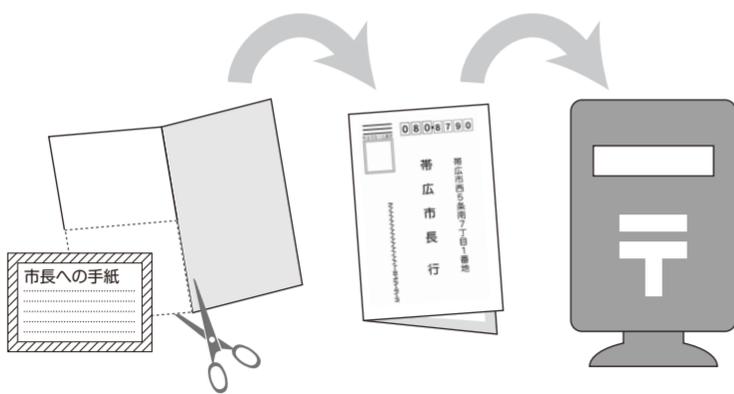


帯広市長行

帯広市西5条南7丁目1番地

●手紙用紙を紙面から切り離してお使いください

- ①キリトリセンに沿って切り離し、手紙を書く
- ②二つ折りにし、のりしろ部分を貼り合わせて投函



キリトリセン

山折り

キリトリセン